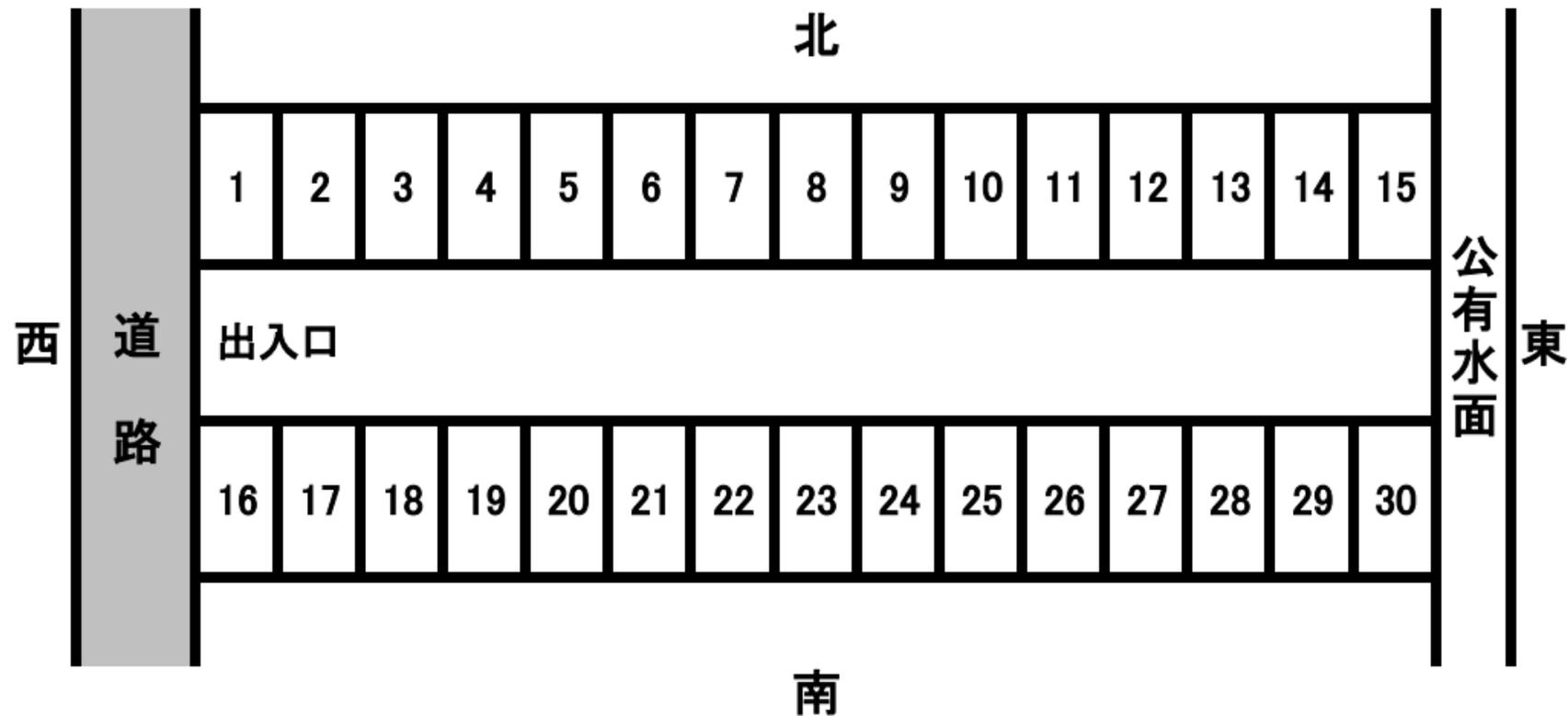


唐人2丁目駐車場見取り図



特約条項

1. 甲は、本契約締結日からの経過期間にかかわらず、やむをえない都合により、本契約を解除する必要がある場合には、1ヶ月前に乙に通知する事とし、乙も異議の申し立てや金銭要求等は一切しない事を承諾のうえ、本契約を締結した。
2. 乙は、本駐車場内に空カン、空ビンなどのゴミ等を投棄してはならない。もしも発覚した場合には、処理費用を請求され、これを支払う事に同意し、本契約を締結した。
3. 乙は、甲が本駐車場の草刈を年一回(9月頃予定)のみしか行わない事に同意の上、本契約を締結した。
4. 乙は、甲が本物件への第三者の違法駐車には一切関知しないことに同意のうえ、本契約を締結した。
5. 乙は、本駐車場で車の暖気運転(特に夜間)等の近隣住民への迷惑行為を行った場合には、甲より一方的に契約を解除される事を承諾のうえ本契約を締結した。
6. 区画16番を契約の場合、乙は、高級外国車(高級国産車)や大型の四輪駆動車、または特殊車両等の駐車は行わない事を承諾のうえ本契約を締結した。
7. 区画1~15番、17~30番を契約の場合、乙は、大型外国車(大型国産車)や大型の四輪駆動車、または特殊車両等の駐車は行わない事を承諾のうえ本契約を締結した。

以 上